



こどもと家庭に寄り添い、地域のつながりを強くするために

「こどもの居場所」 地域ネットワーク緊急支援金 ご案内

徳島県内で「こどもの居場所」を支える
地域ネットワーク・中間支援団体の皆様へ

なぜ、この支援金をお届けするのか



「物価高騰が続く中、夏休み中の子どもたちの食と居場所を守りたい」

「学校が休みの間も、子どもたちの健康と安心な生活環境を維持するために」

「個別の食堂だけでなく、地域で支え合う『ネットワーク』の力を強くするために」

県内の「こどもの居場所」をつなぐネットワーク団体や中間支援団体を通じ、食事の提供や食材調達のコストをサポートします。

支援の対象となるのは「5団体以上のネットワーク」です



単独で活動している
「こども食堂」等
(1団体のみでの申請)



県内で活動する「こどもの居場所」運営団体が5団体以上
集まった地域ネットワーク、または中間支援団体

必須となる共通要件

- ✓ 徳島県内で適切に非営利で運営されていること
- ✓ 政治活動や宗教活動を目的としないこと
- ✓ 反社会的勢力と一切の関わりがないこと

支援される金額と、対象となる活動期間

【対象期間】 夏休みをカバーする
令和8年7月3日 ~ 9月30日の活動



令和8年7月3日



9月30日



【食事の提供等に要する経費①】

延べ参加者数 × 200円

+



【食材等の調達に
要する経費】

①の10%

=



支援金の合計額

※対象期間中の「延べ参加者数」で計算します。子どもだけでなく大人の参加者も合計数に含めることができます。

申請前のセルフチェック：運営の基本ルール

支援金をご活用いただくための大切な要件です。すべて満たしているかご確認ください。

- 18歳未満の「こども」が参加する活動であること
- 参加する子どもからの参加費は「無料」または「低価格（実費相当）」であること
- 営利を目的としない活動であること
- ネットワーク内の各団体へ、参加者数に応じて公平かつ速やかに食材等を配分できること
- 県が定める「こどもの居場所集中開催」の趣旨に賛同し、活動状況の照会等に協力できること

安心・安全な居場所を守るためのルール（こども食堂）



【衛生管理】

食品衛生責任者を必ず配置し、アレルギー対策に細心の注意を払うこと



【保険加入】

万が一の食中毒や事故に対応できる保険に加入していること



【名簿作成】

参加者の名簿を適切に作成し、管理すること



【事前届出】

開催日の1週間前までに県へ掲載依頼書を出し、保健所へ「子ども食堂開設届出書」を提出すること

※すでに徳島県のホームページ（「こども食堂」一覧）に掲載されている団体は、新たな届出は不要です！

手続きの全体像：申請から支援金受け取りまで

1

1. 申請（事前）

県へ申請書（様式第1号）を提出します

2

2. 決定通知

県から審査結果（支給決定）が届きます

3

3. 夏の活動実施

計画に沿って「こどもの居場所」を開催！
（※計画が変わった場合は「様式第2号」を提出）

4

4. 実績報告（事後）

活動完了後、報告書（様式第3号）を県に提出します

5

5. 請求と入金

金額確定後、請求書（様式第4号）を提出し、支援金を受け取ります

【重要】活動前にお金を受け取る仕組みもあります

「夏の活動費を立て替えるのが苦しい…」そんな団体様もご安心ください。

通常の流れ（精算払）

活動を実施
(Out of pocket expenses)

実績の報告

支援金の受取



助かる仕組み（概算払） ✨

申請と同時に請求

✨ 最初に支援金を受け取る ✨

活動を実施

実績報告と精算



通常、支援金は活動が終わってからの後払いですが、理由がある場合は活動前に受け取ることが可能です。事前受取をご希望の場合は、請求書提出時に「概算払を希望する理由」を添えてご相談ください。